

財務諸表監査理論の再構築に向けて

——利用者指向の観点から——

栗 濱 竜 一 郎*

1. は じ め に

財務諸表監査の理論を考察する上で、もっとも重要な役割を果たす概念が「財務諸表の適正表示」である。監査人は、財務諸表が適正に表示されているかどうかを判断するために、どのような利用者を前提としているかを明らかにし、利用者の視点に立脚して判断しなければならない(久保田, 1972)。そうでなければ監査人は意見表明できないのである。したがって、監査人が財務諸表の適正表示に関する意見を表明するためには、どのような利用者に焦点を合わせるかが問題となる(Mautz and Sharaf, 1961; Kemp, 1963; 久保田, 1972; 高田, 1974a; 1974b)。このことは、財務諸表監査の理論を構想する上でも重要となることはいままでもない。

この点に関して、アメリカ会計学会基礎的監査概念委員会が1973年に公表した『基礎的監査概念 (A Statement of Basic Auditing Concepts; 以下 ASOBAC)』は、利用者を経済人として想定した上で、財務諸表の適正表示に関する意見が表明されるとしている⁽¹⁾。そして、ASOBAC は、財務諸表監査はこのような利用者の要望に応えることのできるような監査でなければならないと主張した。ここにおいて、財務諸表の適正表示のもつ意味は、財務諸表は一般に認められた会計原則 (Generally Accepted Accounting Principles; 以下 GAAP) に準拠して作成されていることと同義である。すなわち、財務諸表の適正表示とは GAAP への準拠によって達成されるということである。財務諸表監査は、GAAP に準拠して作成された財務諸表の信頼性を保証することを目的として設計されている。だが同時に、GAAP への準拠性が監査人の責任の範囲を限定することにつながっているのである⁽²⁾。

その後、このように設計された財務諸表監査に対して社会的批判が生じてくるの

* 広島経済大学経済学部講師

である。これがいわゆる「期待ギャップ問題」である。期待ギャップ問題とは、財務諸表監査に対する利用者の要望と監査人の役割認識との間に大きなギャップがあることである。とりわけ、期待ギャップの根本原因は、「財務諸表の適正表示」の解釈をめぐる利用者と監査人とのズレであると考えられる。こうした期待ギャップの問題があるにもかかわらず、いまだ財務諸表監査は、経済人たる利用者を想定する財務諸表の適正表示=GAAP 準拠性を盾に、監査人の責任の範囲を限定し、利用者の要望に十分に答えることができていないのが現状である。この問題は、現実には利用者は万能ではないにもかかわらず、利用者が万能であると想定した結果、すべての責任を利用者の情報処理能力に委ねてしまうことによって、監査人の責任を十分に果たしていないことに起因すると思われる。万能であるとみなされた、現実には万能ではない利用者の要望に財務諸表監査は応えることができていないのである。

そこで本稿では、利用者を経済人と想定する財務諸表監査を批判的に検討し、経済人に代わる代替的な利用者を想定しながら、財務諸表監査を考察し、利用者指向的財務諸表監査の理論構築の可能性を見出すことを試みる。代替的な利用者の視点に立脚して財務諸表監査を考察することにより、われわれの財務諸表監査の理解に新たな知見が得られることを示すことができると考える。

2. 財務諸表の適正表示に関する解釈の検討

2.1 監査情報としての監査報告書

監査報告書は、監査人が利用者に伝える情報容器である。監査報告書には、監査範囲、監査意見、そして監査人の責任の範囲などが明示的・暗黙的に記載されており、それらを利用者に明らかにするという機能がある。たとえば現在、アメリカで一般的に採用されている新しい監査報告書は、1988年4月に、アメリカ公認会計士協会（American Institute of Certified Public Accountants；以下 AICPA）が公表した SAS No. 58『監査済財務諸表に対する報告書（Reports on Audited Financial Statement）』に遡及する。この監査報告書は、導入区分（introductory paragraph）、範囲区分（scope paragraph）、意見区分（opinion paragraph）、そして説明区分（explanatory paragraph）を設けている。導入区分では、監査した財務諸表、そしてそれに対する経営者と監査人の責任が明記されている。範囲区分では、監査人が一般に認められた監査基準（Generally Accepted Auditing Standards；GAAS）に準拠して実施する財務諸表監査の性質が説明されている。意見区分では、監査人による財務諸表の適正表示に関する意見が表明されている。そして、重要な会計原則

の変更および企業の存続能力に重大な疑義などが存在する場合には、意見区分のつぎに説明区分が設けられ、そこで利用者に注意が喚起される⁽⁴⁾。

監査報告書は、監査人と利用者との唯一の連結環であり、利用者にとっては監査人の役割を知る上で唯一の情報である。そのうち、監査意見－財務諸表の適正表示－は、監査人の役割に直結した基本的なメッセージであり、利用者がもっとも重視し必要とする監査情報である。この監査意見とは、監査人の単なる判断の結果を指示する概念ではなく、立証の対象として設定された基本命題が蓋然的な意味で成立する確からしさについての監査人の信念を言語表現（メッセージ化）したものであるとされる（鳥羽，2000，113頁）。つまり、監査人は、監査手続を経て形成された監査の主題についての自らの合理的な心証にもとづいて、監査意見を表明しているのである。

現代の財務諸表監査の理論は、監査報告書に記載されている監査意見の文言を受けて、すなわち適正表示の監査理論として構想される必要がある（同上，2000）。そして、財務諸表監査の理論を構想する上で、①財務諸表の適正表示とは何であり、どのような意味をもつのか、②財務諸表の適正表示が利用者にとどのように解釈されるのかという二つの側面から、「財務諸表の適正表示」を取り扱う必要があるのである（拙稿，2002）。

2.2 財務諸表の適正表示に関する解釈の相違

ここでは、財務諸表の適正表示が情報処理能力に限界のある通常の利用者にとどのように解釈されるかについて考察する⁽⁵⁾。

経済人たる利用者を想定する財務諸表の適正表示は、GAAPに準拠しているという意味で適正なのであり、すべての利用者にとって適正であることを意味していない。何をもちて財務諸表の適正表示とみなすかは、個々の利用者の認知枠組みに依存するため、利用者の視点に立脚した財務諸表の適正表示の意味は異なってくる。この利用者の認知枠組みは、相互作用を通じて緩やかに社会経済と結びついており、社会的・制度的に形成されるものである。利用者は、「財務諸表」や「会計の論理」という観点からではなく、社会経済状況および「監査人の役割」あるいは「財務諸表監査の社会的役割」との関係で、財務諸表の適正表示を解釈する可能性があるのである。Cohen 委員会報告書は、財務諸表の適正表示が利用者によって異なる可能性に関して、つぎのような指摘をしている⁽⁶⁾。

「利用者は、監査報告書の意味とその内容を解釈するにあたって、監査報告書に記載されている監査職能の説明よりも、むしろ監査職能の本質についての自分

なりの理解に頼ろうとする。」(AICPA, 1978, p.73; 訳書, 141頁)

Cohen 委員会報告書は十分とはいえないが、財務諸表の適正表示の解釈が個々の利用者の認知枠組みによって規定され、それによって相違するということを暗黙的に認識していたものと捉えることができる。現実的にすべての利用者にとって、適正であるような財務諸表のあり方を考えていく必要があるし、財務諸表の適正表示が利用者によって異なる解釈を生み出す可能性を監査人は認識しなければならないのである。

だが、このような見解は、財務諸表の適正表示=GAAP 準拠性という見解と相容れないものであろう。財務諸表の適正表示=GAAP 準拠性という見解にもとづけば、監査報告書に記載される財務諸表の適正表示のもとで、利用者は GAAP 準拠性以外の解釈を生み出すことはないということになる。さらにいえば、財務諸表の適正表示=GAAP 準拠性のもとで、期待ギャップが発生することはないということになる。仮に、これらことが発生したとしても、利用者の過度な要望によって生じたものとして取り扱われてしまうのである。

しかしながら、情報解釈が個々の利用者の認知枠組みによって規定されているとすれば、財務諸表の適正表示の解釈は利用者によって異なる可能性があり、GAAP 準拠性以外の解釈を生み出す可能性を排除することはできないと考えられる⁽⁷⁾。実際に、利用者が財務諸表の適正表示=GAAP 準拠性以外の解釈を生み出すことが指摘されている(たとえば, Roth, 1968; Lahey, 1972; Carmichael, 1974; AICPA, 1978; プリロフ, 1980; 鳥羽, 1983; 2000など⁽⁸⁾)。このような事実は、財務諸表の適正表示=GAAP 準拠性という見解に対して強力な反証となる。

財務諸表の適正表示=GAAP 準拠性という見解に対する批判は、利用者を経済人として想定しているという点に遡及する。期待ギャップ問題は、経済人たる利用者の観点からは生じ得ない問題となる。だが現実的に、利用者の認知枠組みの違いや多様な認知枠組みをもつ利用者の存在が、財務諸表の適正表示の解釈やそれにもとづく期待ギャップ問題と深くかかわっているため、財務諸表の適正表示の解釈が利用者によって異なる可能性を監査人は認識しなければならないのである。したがって監査人は、情報処理能力に限界のある通常の利用者の視点に立脚して財務諸表の適正表示の意味づけをする必要があるということを改めて理解できるであろう⁽⁹⁾。

そこで、情報処理能力に限界のある通常の利用者は、財務諸表の適正表示⁽¹⁰⁾に関してどのような要望をもっているのかを明らかにする必要がある。

次節では、情報処理能力に限界のある通常の利用者の財務諸表監査に対する要望について検討する。そこで、何を適正な表示とみなすかを考える上で財務諸表の性

質について考察していく⁽¹¹⁾。最初に意思決定有用性アプローチ、つぎに会計責任アプローチ、そして最後に財務諸表の前提に関して分析する。

3. 財務諸表の性質と財務諸表監査

3.1 意志決定有用性アプローチと財務諸表監査の検討

3.1.1 意思決定有用性アプローチ

アメリカ会計学会 (American Accounting Association; 以下 AAA) が1966年に公表した『基礎的会計理論のステートメント (A Statement of Basic Accounting Theory; 以下 ASOBAT)⁽¹²⁾』は、会計をつぎのように定義した⁽¹³⁾。

「会計は、情報の利用者が事情に精通して判断や意思決定を行うことができるように、経済的情報を識別し、測定し、伝達するプロセスである。」(p. 1; 訳書, 2頁)

ASOBAT 以降、会計の目的は経済的意思決定に有用な情報を提供するという考え方が導入された⁽¹⁴⁾。ASOBAT は、利用者の経済的意思決定への有用性を強調し、会計を稀少資源の効率的な配分に関する経済的意思決定に資するものと捉えた。たとえば、Chambers (1955) によれば、会計の基本的機能は、合理的な意思決定を行うために利用する情報の提供であるとされている。

ASOBAT の考え方は、その後の会計基準や報告書などに影響を与え受け継がれていった。たとえば、1971年 AICPA の会計原則審議会 (Accounting Principles Boards; 以下 APB) は、ステートメント第4号 (APB Statement No. 4) で、以下のように会計を定義していた。

「会計はサービス活動である。会計の機能は、経済的意思決定を行う上で有益な、経済主体に関する数量的情報 (主として、本質的に財務的な情報) を提供することである。」(para. 9; 訳書, 15頁)

さらに、1973年 AICPA の『財務諸表の目的に関する研究グループ報告書 (Report of the Study Group on the Objectives of Financial Statements)⁽¹⁵⁾』(通称、この報告書は Trueblood 報告書と呼ばれている) は、APB の考え方を支持し、財務諸表の基本目的をつぎのように述べた。

「財務諸表の基本目的は、経済的意思決定を行うために有用な情報を提供することである。」(p. 13; 訳書, 7-8頁)

現在、アメリカの会計基準を設定している財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board; 以下 FASB) は、財務会計諸概念ステートメントの第1号 (Statement of Financial Accounting Concepts No.1; SFAC No. 1) 『営

利企業の財務報告の基本目的 (Objective of Financial Reporting by Business Enterprise)』(FASB, 1978) で、以下のように会計を定義している。

「財務報告は、現在および将来の投資家、債権者およびその他の利用者が、合理的な投資、与信およびその他の類似の意思決定を行うのに、有用な情報を提供しなければならない。」(para. 34; 訳書, 26頁)

要するに、意思決定有用性アプローチは、同ステートメントにおいても引き継がれており、現在において主流な考え方といえる。この意思決定有用性アプローチは、ワルラスの一般均衡理論あるいは効率的市場仮説を理論的背景にもつとされる(藤井, 2002)。このことは、意思決定有用性アプローチは利用者を経済人と想定して理論を組み立てているということである。経済人たる利用者は、具体的には、自ら財務諸表を閲覧し、それを通じて投資判断(売る, 買う, 維持する)を行い、自己の利益を最大化することができると想定されている。ある意思決定が目的を達成できなかった場合には、利用者の想定が問題とされるのではなく、利用者にとって事後的な意味でも合理的な意思決定を行うための利用可能な情報が不足していたからであるとされる。これは情報の不完全性にもとづくリスクとみなされている。このリスクを縮減するには、意思決定に有用で利用可能な情報が必要であり、財務諸表による十分な情報開示が必要となると理論上は考えられているのである。財務諸表はリスクを縮減するための装置であるといわれている(AAA, 1966)。現在のところ、財務諸表は有用な情報を提供するものと考えられている。

利用者は経済人であるので、十分な情報を与えれば事後的な意味においても合理的な意思決定ができると考えられている。ゆえに、財務諸表は経済的意思決定に十分な情報を開示するものでなければならないとされる。つまり、利用者を経済人とみなせば、万能な情報処理能力をもつがゆえに、利用者は十分な情報開示によって自身の合理的な意思決定のための十全な情報解釈を行い、自己の利益を最大化することができるのである。ここにおいて、説明責任とは、企業による利用者に対する十分な情報開示の責任に過ぎず、他方、自己責任は、利用者に求められる合理的な意思決定に伴うリスクに対する責任を意味するに過ぎないのである。つまり、利用者は万能であると想定した結果、すべての責任(情報収集・解釈とリスク判断等)は利用者任せられるというわけである。現在、グローバリゼーションという流れのもとで、このような考え方が会計および監査の世界に進行しているのである。

しかしながら、意思決定にとって有用な情報は稀少であり、情報開示の量的拡大のみで獲得できるものではない。有用な情報は、十分な情報開示を行ったからといって達成されるわけではない。なぜなら、情報開示の観点が多様な利用者を想定し

たものでなければ、個々の利用者に有用な情報を提供することができないからである。したがって、情報開示する側の利用者に対する認識と責任が重要となる。情報処理能力に限界のある通常の利用者は、情報が十分に開示されたとしても、自己の利益を最大化するための情報解釈を行い、事後的な意味においても合理的な意思決定を行うことは困難なことなのである。

3.1.2 意思決定有用性アプローチと財務諸表監査

ASOBAT の議論を踏まえて公表された ASOBAC⁽¹⁶⁾以降、監査は情報の信頼性を保証するという考え方が導入されたのである。この ASOBAC は、財務諸表監査の理論的枠組みを効率的市場仮説にもとづいて理解しているとされる（山浦，2002）。ASOBAC による財務諸表監査の社会的役割は、上述した SFAC No.1 においても、以下に示すように引き継がれている。

「個人、企業、市場および政府が、競合する用途に稀少資源を配分するにあたって、その効率性が高められるのは、経済的意思決定を行う者が情報を所有し、それが行動の代替的ないくつかの方向と、それぞれについての予想される収益、コストおよびリスクを評価する場合に役立つような営利企業の相対的地位および業績を反映している場合である。……独立監査人は、通常、財務諸表、場合によってはその他の情報を監査またはレビューするため、当該情報の提供者と利用者の両方は、多くの場合、独立監査人の意見を当該情報の信頼性または信憑性を高めるものとみなしている。」（FASB, 1978, para. 16；訳書，17頁）

意思決定有用性アプローチにおいて財務諸表監査は、財務諸表の作成過程で入り込む可能性のある作成者側の意図的な操作や誤謬によって、財務諸表が著しく歪められている可能性—これを「情報リスク」という—がある合理的な水準にまで引き下げられていることを確かめることを通じて、当該財務諸表の信頼性を保証するという役割がまず重視されるのである（鳥羽，2000，223頁）。これは、現代の財務諸表監査では基本的な考え方となっている。つまり、財務諸表監査は、稀少資源の効率的な配分に関する経済的意思決定を支援するために、情報リスク（information risk）を縮減するという見方が主流となっているのである。したがって、財務諸表監査は、情報リスクを縮減することにより財務諸表の信頼性を保証するという役割が強調されているのである（たとえば、Carmichael, 1976；Boynton and Kell, 1996；O' Reilly, et al., 1998 など）。

経済人たる利用者は、財務諸表監査によって財務諸表の信頼性が保証されているかどうかに関心をもつ。経済人たる利用者は、財務諸表が信頼して利用できれば、

万能な情報処理能力によって自己の利益を最大化することができる。逆に、財務諸表監査を受けていない企業に対して経済人たる利用者は、情報リスクの観点－財務諸表は信頼して利用することができず、ゆえに自己の利益を最大化することができないと判断して－から、投資を敬遠する傾向にあるといえるであろう。したがって、経済人たる利用者は、財務諸表監査に対して財務諸表の信頼性を保証するという役割を要望するのである。もちろん、情報処理能力に限界のある通常の利用者も財務諸表の信頼性の保証に関心をもつのであるが、財務諸表から十分な情報解釈を行うことができず、なおかつ財務諸表の背後を直接確かめられないしは調べ直しをすることができないため、財務諸表監査に対して多面的な役割を要望するであろう。

3.2 会計責任アプローチと財務諸表監査の検討

3.2.1 会計責任アプローチ⁽¹⁷⁾

歴史的に、会計は、受託者が委託者に対して負っている会計責任および財産保全管理責任を遂行する機能を有しており、作成される財務諸表は会計責任報告書としての特性を備えている。会計責任アプローチでは、財務諸表にある項目はすべての取引の会計記録の証拠にもとづいて会計の結果を説明するという暗黙の保証を重視するものである。財務諸表は、その作成の基礎となる会計記録の正確性および信頼性と、会計記録の背後に存在する財産の保全によって影響を受ける。一方、内部統制は、会計記録の正確性および信頼性と、会計記録の背後に存在する財産の保全に大きなかわりをもっている。内部統制は、財務諸表をその作成過程において保証しているのである。このことは、財務諸表の作成の基礎となる内部統制の確立が、会計責任関係に課せられた任務を遂行する重要な一局面を意味している（AICPA, 1978）。財務諸表はそれに記載されている項目が経済的意思決定に役立つかどうかというよりも、それに記載されている項目について、いつでも詳細に説明できるような裏づけがあるかどうかという点が重要なのである。つまり、財務諸表は経済的意思決定に有用な情報を必要とする利用者のためだけでなく、経営実態や経営者が何を行ってきたかを知りたい人のための報告書⁽¹⁸⁾でもある。企業が作成する財務諸表は、会計責任報告書としての特性を有しているのである。

会計責任の履行者（経営者）が企業活動を詳細に記録をするのは、自身の会計責任を解除する目的のために行われるが、利用者のためにその行為と結果を記録することも期待されている。経営者はどのように会社資産を運用し、会計責任を果たしてきたかどうかについて財務諸表を通じて報告するのである。また、財務諸表が会計責任報告書としての特性を有しているということは、不正の問題も無視ないしは

軽視することができないということである。なぜなら不正は、会計責任および財産保全管理責任と密接に関係しているからである。

ところが利用者は、財務諸表を通じて、その背後にある経営実態や経営者の行ってきたことに関心をもっているにもかかわらず、それを直接確かめたいしは調べ直しをすることはできないのである。また利用者は、不正の問題にも関心をもっているにもかかわらず、財務諸表を通じて、それを直接確かめたいしは調べ直しをすることはできないのである。

したがって、財務諸表監査は、会計責任および財産保全管理責任、そして不正の存在を確かめたいという利用者の要望にも応えることが期待される。

3.2.2 会計責任アプローチと財務諸表監査

会計責任アプローチにもとづく財務諸表の考え方において、財務諸表監査は、財務諸表にある項目はすべての取引の会計記録の証拠にもとづいて会計の結果が説明されるという暗黙の保証を、明示的にするように行われなければならない。そこで、財務諸表監査は、当然の業務として、経営者が会計責任および財産保全管理責任を誠実に遂行しているかどうかを確かめるために、内部統制を評価し、その有効性について何らかの保証を提供する必要がある（鳥羽，2000⁽¹⁹⁾）。内部統制を整備および運用するのは経営者の責任である。経営者が内部統制の整備および運用に対してどのような姿勢をもって望んでいるかによって、内部統制の有効性は左右されるのである⁽²⁰⁾。ただし、監査人は、基本的に、会計記録の正確性および信頼性と財産の保全に影響を及ぼす内部統制を評価するということに留意する必要がある。

内部統制を評価する際に、内部統制の整備および運用状況が良好な場合には、監査人は、「経営者は会計責任と財産保全管理責任を誠実に遂行している」という心証を得るであろう。反対に、それが著しく不備な場合には、監査人は、「経営者は会計責任と財産保全管理責任を誠実に遂行していない」という心証を得るであろう。これによって、財務諸表監査は、経営者の会計責任と財産保全管理責任を確かめたいという利用者の要望に応えることができるのである⁽²¹⁾。

また、歴史的には、不正の問題は監査の源流であり、財務諸表監査とは不可分の関係にある。なぜなら財務諸表監査における監査の主題は財務諸表であり、その財務諸表は会計責任報告書としての特性を有しているからである。この古くて新しい課題である不正の問題は、会計責任および財産保全管理責任と密接に関係している。したがって、監査人が不正の問題に悩まされるのは、財務諸表が会計責任報告書としての特性を有しており、不正は会計責任および財産保全管理責任と必然的に関係

しているからである。このことから、監査人は、意思決定有用性アプローチで論じた、経済人たる利用者の合理的な意思決定にかかわる情報リスクを縮減するという意味での不正・誤謬に起因する重要な虚偽記載は存在していないという保証ではなく、むしろより積極的に重要な虚偽記載をもたらす不正・誤謬は存在していないという保証を行う必要があると考えられる。

Cohen 委員会報告書が、会計責任アプローチの立場から、監査人の役割を社会的コントロール (Social Control) の担い手として位置づけたように、財務諸表監査は、経済的意思決定に有用な情報を必要とする利用者に焦点を合わせたと考えられる財務諸表の信頼性の保証だけでなく、経営者の会計責任と財産保全管理責任、そして不正の存在を確かめたいという利用者にも焦点を合わせる必要があることが理解できる。

このことに関連して、Cohen 委員会報告書は、現実の監査に関するさまざまな観察から、つぎのような重要な提言を行っている。

「不正の発見に対する監査人の責任を明確にする上で、われわれが本質的なこととして認識しておかなければならないことは、利用者が、監査済財務諸表は不正によって歪められていないこと、ならびに、経営者は資産を保全するために適切な内部統制を維持していることを、当然のことと考えているということである。監査は、財務諸表が重大な不正による影響を受けていないこと、ならびに、重要な金額の企業資産に対して経営者の受託責任が適切に遂行されていることについて、合理的な保証を与えるものでなければならない。」(AICPA, 1978, p. 36; 訳書, 69頁)

したがって、情報処理能力に限界のある通常の利用者のためにも、財務諸表の適正表示の構成要素として、会計記録の正確性および信頼性と財産の保全にかかわる内部統制が有効に機能しているという保証⁽²²⁾、および重要な虚偽記載をもたらす不正・誤謬は存在していないという保証も考慮に入れる必要があるであろう。

3.3 財務諸表の前提—ゴーイング・コンサーン—と財務諸表監査の検討

3.3.1 財務諸表の前提—ゴーイング・コンサーン

ゴーイング・コンサーン (Going Concern: 継続企業) は、現代の企業会計の基本的前提である。このことは、企業の破綻や清算をまったく考慮しないということではないが、反証がない限り設立された企業は半永久的に存続すると仮定するということである。ゴーイング・コンサーンの前提を受け入れることで、期間損益計算、費用配分、そしてそれらに伴う会計手続などが成立している。GAAP はゴーイン

グ・コンサーンを前提として構築されているのである。このような意味でのゴーイング・コンサーンを前提として財務諸表は作成されているのである。

だが、ゴーイング・コンサーンの前提が妥当性を失っている、すなわち当該企業がゴーイング・コンサーンの状態にない場合、GAAP に準拠して作成された財務諸表は、企業の財政状態および経営成績を適正に表示しているとはいえないであろう。さらに、それは経営実態を反映した財務諸表とはいえないであろう。ゆえに、ゴーイング・コンサーンの前提は、現代の企業会計においてもっとも重要な意味をもつのである。もし企業がゴーイング・コンサーンの前提を無批判に受け入れれば、財務諸表の適正表示を損なう可能性があることに留意する必要があるのである。

これまで、企業がゴーイング・コンサーンの状態にあるかどうかに関する評価は、利用者に委ねられてきた。つまり、その評価は利用者による財務諸表の解釈によって十分に可能であると考えられてきたのである。なぜなら経済人たる利用者は、万能な情報処理能力をもつがゆえに、財務諸表から十分な情報解釈を行い、当該企業がゴーイング・コンサーンの状態にあるかどうかについて判断することができるからである。

一方、情報処理能力に限界のある通常の利用者は、十分に情報開示されたとしても、当該企業がゴーイング・コンサーンの状態にあるかどうかに関して、財務諸表から十分な情報解釈をすることができないのが常態である。情報処理能力に限界のある通常の利用者にとって、企業の倒産は切実な問題なのである。たとえば企業が倒産した場合には、彼らが所有している株式あるいは社債などは紙屑同然になってしまい、ゆえに彼らは甚大な影響を受ける。さらに、企業の倒産が失業、金融混乱、既存取引ルートの崩壊などの形をとって、社会の経済的安定に対して与える影響があまりにも大きいのである（ドラッカー、1957、50頁）。したがって、通常の利用者は、当該企業の業務に常時・継続的に接し、かつ当該企業の状況を一番把握しているという点から、ゴーイング・コンサーン問題（「被監査会社の継続企業としての存続能力についての疑義」という意味）に監査人が関与するように要望するのである。利用者は、企業倒産による社会的影響を軽減する社会的装置としての役割を、財務諸表監査に求めているのである。

3.3.2 財務諸表の前提と財務諸表監査

監査人によるゴーイング・コンサーン問題への関与は、監査の主題である財務諸表がゴーイング・コンサーンを前提として作成されている以上、避けて通ることができないことである。

ゴーイング・コンサーン問題への監査人の関与とは、当該企業がゴーイング・コンサーンとしての存続能力を有しているかどうかを、監査人が多面的に評価することである。それはまさに監査人によるビジネス・リスクの評価に他ならない。なぜならビジネス・リスクとは、企業のさまざまな外部要因と内部要因によって企業の存続能力が全体として脅かされる危険のことであり、すなわちその評価は企業がゴーイング・コンサーンとしての存続能力を有しているのかどうかについての評価であるからである。このように、ゴーイング・コンサーン問題に監査人が関与するということは、もはや財務諸表監査の社会的役割を情報リスクの評価だけに限定することはできないという意味を有しているのである。

しかしながら、これまで監査人は、ビジネス・リスク (business risk) に関与すべきではないと主張されてきた (Carmichael, 1976; AICPA, 1978)。ビジネス・リスクは、利用者側が企業活動には必ず伴うものとして仮定しておかなければならないものとされる (Carmichael, 1976)。ゆえに、財務諸表監査は、ゴーイング・コンサーンを前提に作成された財務諸表の信頼性を保証するという役割が強調されている。なぜなら経済人たる利用者は、財務諸表が信頼して利用できれば、万能な情報処理能力によって自己の利益を最大化することができ、なおかつ企業がゴーイング・コンサーンの状態にあるかどうかについて判断することができるからである。

もちろん、情報処理能力に限界のある通常の利用者も財務諸表の信頼性の保証に関心をもつのであるが、彼らは情報処理能力に限界をもつがゆえに、企業がゴーイング・コンサーンの状態にあるかどうかを判断することが困難なのである。このように判断することが困難であるため、上述したように彼らは甚大な影響を被る。ゆえに、彼らは、ビジネス・リスクの評価に監査人がかかわることを要望する。さらに彼らは、財務諸表監査に対して、ゴーイング・コンサーンの状態を反証する要因は存在していないという保証を要望するであろう。一步踏み込んで考えれば、彼らは、現行の財務諸表の適正表示 - この場合は無限定適正意見 - の意味には、被監査会社がゴーイング・コンサーンの状態にあるという保証をしていると理解しているのかもしれないであろう。無限定適正意見を受けた企業が監査意見公表後倒産するという事態が多発し、かかる監査意見を信頼していた利用者が甚大な損害を被ったという問題は、経済人たる利用者の観点からは生じ得ない。こうした問題は、情報処理能力に限界のある通常の利用者と深くかかわっていると見えるであろう。

したがって、情報処理能力に限界のある通常の利用者のために、財務諸表の適正表示の構成要素にゴーイング・コンサーンの状態を反証する要因は存在していないという保証も含めて、財務諸表の適正表示を考え直す必要性があるであろう。⁽²⁴⁾

4. おわりに

財務諸表監査は、経済人たる利用者を想定する財務諸表の適正表示 = GAAP 準拠性を盾に、監査人の責任の範囲を限定し、利用者の要望に十分に答えることができていない。この問題は、万能な情報処理能力をもつ利用者を想定していることと密接にかかわっている。万能な情報処理能力をもつ利用者を想定すれば、監査人は情報開示の推進により情報リスクを縮減することがすべてで、情報処理能力に限界をもつ通常の利用者の切実な要望に応えることは必要ないと主張できるからである。

情報処理能力に限界のある通常の利用者の視点から、財務諸表監査の枠組みを捉え直してみると、財務諸表の適正表示 = GAAP 準拠性だけに限定した考え方は、容易に同意することができないということが理解できるのである。監査人は、むしろ財務諸表の適正表示の構成要素として、会計記録の正確性および信頼性と財産の保全にかかわる内部統制が有効に機能しているという保証、重要な虚偽記載をもたらす不正・誤謬は存在していないという保証、そしてゴーイング・コンサーンの状態を反証する要因は存在していないという保証も考慮に入れる必要があるのではなかろうか。監査人は、情報処理能力に限界のある通常の利用者の視点に立脚して、上記の要望を財務諸表の適正表示に - 財務諸表の適正表示の構成要素として - 意味づける必要があると考えられる。

この財務諸表監査の新たな理論的枠組みのもとでは、監査人にとっては大きな役割と負担になるが、期待ギャップはより縮減するものと思われる。実際に、このような要望が存在するという現実社会的に形成されたものであり、財務諸表監査が社会的役割を有していると考えれば、監査人はこのように社会的に形成された利用者の要望に十分に答える必要があるであろう。なぜなら利用者は財務諸表監査の正統な関係者だからである。監査人側は、判断規準である GAAP 準拠性を盾に、従来の財務諸表監査の理論的枠組みに安易に固執するのではなく、新たな要望に応える判断規準を模索する必要があるであろう。なぜなら財務諸表の適正表示の意味は、監査人側の考えと社会経済および利用者の要望との相互規定的な関係にあるものであるからである（拙稿，2002）。その上で、監査人側は財務諸表監査の枠組みの臨界点を表明すべきであるといえる。それによってはじめて、社会的制度としての財務諸表監査を標榜することができるのである。

社会的制度としての財務諸表監査である以上、利用者の視点に立脚する必要がある。財務諸表の適正表示の意味づけが利用者の視点に立脚した上で監査人によって

解明されるプロセスを、われわれは理解することからはじめなければならない。情報処理能力に限界のある通常の利用者の視点から財務諸表監査の枠組みを考察することにより、われわれの財務諸表監査の理解に新たな知見が得られるのである。一方、社会的制度としての財務諸表監査の実行可能性に関する考察は、今後に残された課題である。

注

- (1) ASOBAC の理論的枠組みおよび利用者像の分析に関しては、拙稿（2003）を参照のこと。
- (2) この「保証」という概念は、監査報告書に記載された監査意見に託された監査人の言語行為であり、監査報告書の中で機能する概念である（鳥羽，2000，204頁）。
- (3) 監査人は GAAP 準拠性を隠れ蓑として利用しているという痛烈な批判がある（プリロフ，1980）。
- (4) 現在では、説明区分だけでなく強調区分（emphasis paragraph）をも取り込んだ情報提供機能に拡大しつつある（鳥羽，2000，256頁）。詳しくは、SAS No. 79（AICPA，1995）を参照のこと。
- (5) 財務諸表の適正表示概念が内包する基本的な考え方や問題点等に関しては、拙稿（2002）を参照のこと。
- (6) Cohen 委員会報告書は、財務諸表の適正表示は多様な解釈を招くとして、「適正に表示している」という文言を監査報告書から削除するように勧告している。
- (7) 情報解釈は個々の認知枠組みによって規定される。そして、この認知枠組みは社会的・制度的に形成されるものである。また、同じ認知枠組みをもっているも、コンテキストが異なれば解釈は異なってくるのである。
- (8) ただし、これらの論文は、財務諸表の適正表示の解釈が異なる可能性の存在ないしは現象を指摘するにとどまり、どうして異なった解釈が起こりうるのかという点に関して十分な分析を行っているとはいえない。
- (9) 鳥羽（2000）も、監査人が利用者の視点も踏まえて財務諸表の適正表示の意味づけをする重要性について述べている。
- (10) 高田（1979）や鳥羽（1983）も、財務諸表の適正表示の意味は利用者の要望によって最終的に決められるものであると述べている。
- (11) 財務諸表監査の監査の主題は財務諸表である。
- (12) ASOBAT は、いわゆる意思決定有用性アプローチあるいは情報会計の概念を提唱したとされている。意思決定有用性アプローチあるいは情報会計は、意思決定への役立ちを重視した利用者指向的会計理論を標榜しているとされる（武田，1971）。しかしながら筆者は、真の意味で ASOBAT は利用者指向とはいえないと考えている。なぜこのように考えるかに関しては、本文で展開していく。
- (13) 1941年の AIA の術語委員会によると、それまで主流であった会計の定義はつぎのとおりである。
「会計とは、少なくとも財務的性格をもつ取引や事象を、意味のあるやり方で貨幣額によって記録し、分類し、集計し、かつその結果を解釈する技術である。」（AIA，1941，para. 9）

この定義の特徴は、会計を、複式簿記を前提とした計算システムとして捉えていることである。したがって、この定義には、利用者の経済的意思決定に有用な情報を提供するという思考は存在していない。

- (14) ASOBAT は、情報利用者を広範囲に定義しているが、その中心は投資家であるとしている。
- (15) この報告書は情報仮説にもとづいているとされる (Watts and Zimmerman, 1986)。
- (16) ASOBAC は、利用者指向的監査理論を標榜しているとされる (森, 1972)。しかしながら筆者は、真の意味で ASOBAC は利用者指向とはいえないと考えている。なぜこのように考えるかに関しては、本文で展開していく。
- (17) ここでは、井尻雄士教授の理論を基礎に議論を展開している (Ijiri, 1975; 井尻, 1975; 1985)。
- (18) アダム・スミスは『諸国民の富』のなかで、経営者は怠慢で金遣いが荒いと指摘をしている。スミス (1966) を参照。
- (19) 財務諸表監査が財務諸表の信頼性を保証するという役割のもとでは、監査人による内部統制の評価は、試査の範囲を決定するという監査手続的な要請から行われるのである。財務諸表監査における内部統制の評価の意義に関する詳細な議論については、拙稿 (2000) を参照のこと。
- (20) 後述するゴーイング・コンサーン問題への監査人の関与において、今後、内部統制が有効に機能しているかどうかという視点からの評価が重視されるであろう。
- (21) Cohen 委員会報告書 (AICPA, 1978) および Treadway 委員会報告書 (正式名称は、The National Commission on Fraudulent Financial Reporting である) (1987) は、監査人による内部統制の評価を、期待ギャップを縮減するための一つの重要な手段として位置づけている。ただし、内部統制の評価を監査人の立証プロセスのなかでどのように位置づけるかに関しては異にしている。いずれにしても、監査人による内部統制の評価は、期待ギャップの縮減を考える上で重要であるといえる。
- (22) 現在、財務諸表の適正表示の構成要素に、財務諸表には不正・誤謬に起因する重要な虚偽記載は存在していないという保証も含まれている。不正・誤謬に起因する重要な虚偽記載は存在していないという保証は、情報リスクの縮減にかかわるものである。したがって、この保証は、意思決定有用性アプローチのところで述べた、情報リスクを縮減することにより財務諸表の信頼性を保証するという役割に収斂して捉えることができるのである。
ところで、財務諸表の適正表示の構成要素として、不正・誤謬に起因する重要な虚偽記載は存在していないという保証を考慮するように強く主張したのは、Robert L. Grinaker (1960) であるとされる。詳しくは、Grinaker (1960) を参照のこと。
- (23) ただし、Cohen 委員会報告書は、監査人による内部統制の評価を財務諸表の適正表示との関係で捉えていない。Cohen 委員会報告書は、内部統制の評価を、財務諸表を支える会計帳簿との関係で位置づけ、かつ、経営者の内部統制の機能状況についての説明が経営者報告書においてなされているという前提の上で、当該経営者の説明に同意する旨を、監査報告書のなかにおいて、しかも、監査意見とは別個に記載する、という形で行っている (鳥羽, 2000, 236頁)。
- (24) 今やゴーイング・コンサーン問題への監査人の関与は、国際的な流れとなっている。国際監査基準に関しては、IFAC (1999)、さらに各国の対応に関しては、内藤 (1995)、日本公認会計士協会監査委員会研究資料第 1 号 (1998)、八田 (2001) を参照。
ところで、監査人によるゴーイング・コンサーン問題への関与の仕方には、理論的ある

いは実務的に、つぎのように大きく3つの見解に区分することができる。①経営者の開示を主軸として、財務諸表の適正表示=GAAP 準拠性枠内で捉える。②監査人の情報提供機能の枠内として捉える。③財務諸表の適正表示の構成要素として、つまり「保証」の枠内で捉える。現在①の見解が主流となっている。本稿では、この問題を③財務諸表の適正表示の構成要素として、つまり「保証」の枠内で捉えている。

参 考 文 献

- American Accounting Association (1973), Committee on Basic Auditing Concepts, *A Statement of Basic Auditing Concepts*. (青木茂男監訳 鳥羽至英訳『基礎的監査概念』国元書房, 1982年。)
- American Accounting Association (1966), Committee to prepare a Statement of Basic Accounting Theory, *A Statement of Basic Accounting Theory*. (飯野利夫訳『基礎的会計理論』国元書房, 1969年。)
- American Institute of Accountants (1941), Committee on Terminology, *Accounting Terminology Bulletin No. 1*.
- American Institute of Certified Public Accountants (1971), Accounting Principles Board, APB Statements No. 4, *Basic Concepts and Accounting Principles Underlying Financial Statements of Business Enterprises*. (川口順一訳『企業会計原則』同文館, 1973年。)
- American Institute of Certified Public Accountants (1988), Auditing Standards Board, Statement on Auditing Standards No. 58, *Report on Audited Financial Statement*.
- American Institute of Certified Public Accountants (1988), Auditing Standards Board, Statement on Auditing Standards No. 59, *The Auditor's Consideration of an Entity's Ability to Continue as a Going Concern*.
- American Institute of Certified Public Accountants (1992), Auditing Standards Board, Statement on Auditing Standards No. 69, *The Meaning of Present Fairly in Conformity With Generally Accepted Accounting Principles in the Independent Auditor's Report*.
- American Institute of Certified Public Accountants (1995), Auditing Standards Board, Statement on Auditing Standards No.79, *Amendment to Statement on Auditing Standards No. 58, Report on Audited Financial Statements*.
- American Institute of Certified Public Accountants (1973), Study Group on the Objectives of Financial Statements, *Objectives of Financial Statements*. (川口順一訳『財務諸表の目的』中央経済社, 1976年。)
- American Institute of Certified Public Accountants (1978), The Commission on Auditor's Responsibility, *Report, Conclusions, and Recommendations*. (鳥羽至英訳『財務諸表監査の基本的な枠組み』白桃書房, 1990年。)
- Bologna, G. Jack and Lindquist, Robert J. (1987), *Fraud Auditing and Forensic Accounting*, John Wiley & Sons.
- Boynton, William C. and Kell, Walter G. (1996), *Modern Auditing, Sixth Edition*, John Wiley & Sons.
- Carmichael, D. R. (1976) "Risk and Uncertainty in Financial Reporting and the

- Auditor's Role", *Auditing Symposium III, Touche Ross/University of Kansas Symposium on Auditing Problems* (Howard F. Stettler Ed.), pp. 49–73.
- Chambers, Raymond J. (1955), "Blueprint for a Theory of Accounting", *Accounting Research*, January, pp. 17–25.
- Financial Accounting Standards Board (1978), *Statement of Financial Accounting Concepts No. 1: Objective of Financial Reporting by Business Enterprise*. (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念 [改訳新版]』中央経済社, 1994年。)
- Grinaker, Rober L. (1960), "The Accountant's Responsibility in Expressing an Opinion", *The Journal of Accountancy*, November, pp. 63–69.
- Guy, Dan M. and Sullivan, Jerry D. (1988), "The Expectation Gap Auditing Standards", *The Journal of Accountancy*, April, pp. 36–46.
- Hodgson, G. M. (1988), *Economics and Institutions — A Manifesto for a Modern Institutional Economics*, Polity Press. (八木紀一郎・橋本昭一・家本博一・中矢俊博訳『現代制度学派』, 名古屋大学出版会, 1997年。)
- International Federation of Accountants (1999), *International Standards on Auditing 570, Going Concerns*.
- Ijiri, Yuji (1975), *Theory of Accounting Measurement*, Studies in Accounting Research #10, American Accounting Association. (井尻雄士『会計測定の理論』東洋経済新報社, 1976年。)
- Kemp, Patrick S. (1963), "Controversies on the Construction of Financial Statements", *The Accounting Review*, January, pp. 126–132.
- Lahey, James M. (1972), "Toward a More Understandable Auditor's Report", *The Journal of Accountancy*, April, pp. 48–53.
- Mautz, Robert K. and Sharaf, Hussein A. (1961), *The Philosophy of Auditing*, American Accounting Association. (近澤弘治監訳 関西監査研究会訳『監査理論の構造』中央経済社, 1984年。)
- O'Reilly, Vincent M., McDonnell, Patrick J., Winograd, Barry N., Gerson, James S., and Jaenicke, Henry R. (1998), *Montgomery's Auditing*, Twelfth Edition, John Wiley & Sons. (中央経済社訳『モントゴメリーの監査論 [第2版]』中央経済社, 1998年。)
- Paton, W. A. and Littleton, A. C. (1940), *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, American Accounting Association. (中島省吾訳『会社会計基準序説』森山書店, 1953年。)
- Roth, Joseph L. (1968), "Breaking the Tablets — A New Look at the Old Opinion", *The Journal of Accountancy*, July, pp. 63–67.
- Simon, H. A. (1996), *The Sciences of the Artificial*, Third Edition, The MIT Press. (稲葉元吉・吉原英樹訳『システムの科学 [第3版]』パーソナルメディア, 1999年。)
- The National Commission on Fraudulent Financial Reporting (1987), *Report of the National Commission on Fraudulent Financial Reporting*. (鳥羽至英・八田進二訳『不正な財務報告』白桃書房, 1991年。)
- Watts, Ross L. and Zimmerman, Jerold L. (1986), *Positive Accounting Theory*, Prentice-Hall. (須田一幸訳『実証理論としての会計学』白桃書房, 1991年。)
- 阿部純一・桃内佳雄・金子康朗・李光五 (1994)『人間の言語情報処理』サイエンス社。

- ブリロフ, A. J. (1980)『現代企業と不正経理』熊野実夫・今福愛志・中根敏晴訳, マグロウヒル好学社。
- ドラッカー, P. F. (1957)『新しい社会と新しい経営』現代経営研究会訳, ダイヤモンド社。
- 藤井秀樹 (2002)「英米型会計規制の信念としての意思決定有用性アプローチ」『JICPA ジャーナル』8月, 21-27頁。
- 八田進二 (2001)『ゴーイング・コンサーン情報の開示と監査』中央経済社。
- 井尻雄士 (1975)「会計責任の問題」同志社大学会計学研究室編『会計学批判』中央経済社, 33-50頁。
- 井尻雄士 (1979)「会計測定の概説」井尻雄士責任編集『体系近代会計学Ⅲ 会計測定の理論』中央経済社, 3-27頁。
- 吉地 望 (2000)「不確実性下の期待形成と仮説の進化」進化経済学会・塩沢由典編『方法としての進化』シュプリンガー・フェアラーク東京, 173-201頁。
- 栗濱竜一郎 (2000)「財務諸表監査における内部統制の評価の意義」『経済学研究』(北海道大学)第50巻第1号, 100-116頁。
- 栗濱竜一郎 (2002)「財務諸表監査における適正表示概念とその不明瞭性」『経済研究論集』(広島経済大学)第25巻第2号, 1-18頁。
- 栗濱竜一郎 (2003)「利用者の視点に立脚した財務諸表監査の展開」『会計』第164巻第3号, 103-117頁。
- 森 實 (1972)「利用者指向的監査理論の展開」『産業経理』12月, 48-52頁。
- 盛田良久・百合野正博 (1998)「公認会計士監査に対する社会的期待と実証分析」『JICPA ジャーナル』7月, 88-97頁。
- 内藤文雄 (1995)『監査判断形成論』中央経済社。
- 日本公認会計士協会監査委員会研究資料第1号 (1998)「企業継続能力の取扱いに関する海外の状況の調査と我が国への制度導入上の課題」『JICPA ジャーナル』1月, 143-169頁。
- ナイサー, U (1978)『認知の構図』古崎敬・村瀬旻訳, サイエンス社。
- 佐伯胖 (1986)『認知科学の方法』東京大学出版会。
- シャノン, C. E.・ウィーヴァー, W. (1969)『コミュニケーションの数学的理論: 情報理論の基礎』長谷川淳・井上光洋訳, 明治図書出版。
- スミス, A (1966)『諸国民の富 (4)』大内兵衛・松川七郎訳, 岩波文庫。
- 高田正淳 (1974a)「監査基本問題の研究 (4)」『会計』第105巻第4号, 95-102頁。
- 高田正淳 (1974b)「監査基本問題の研究 (5)」『会計』第105巻第5号, 125-134頁。
- 高田正淳 (1979)『最新監査論』中央経済社。
- 武田隆二 (1971)『情報会計論』中央経済社。
- 鳥羽至英 (1983)『監査証拠論』国元書房。
- 鳥羽至英 (2000)『財務諸表監査の基礎理論』国元書房。
- 山浦久司 (2002)『会計監査論 [第2版]』中央経済社。